

新たな農林水産省知的財産戦略

平成22年3月1日
農林水産省

基本的考え方

(1) 本戦略の策定経緯

我が国の農林水産物・食品は、高品質・高付加価値、安全・安心など、農林漁業者、食品産業関係者や、地方公共団体・研究機関を含む関連事業者などの努力や技術、我が国の伝統や文化、消費者の信頼等に支えられ、他国に類を見ない特質・強さを有している。

一方、急速にグローバル化する国際市場に対する我が国の農林水産物・食品の輸出促進や国民が求めるブランド価値の高い農林水産物・食品の供給を実現するためには、知的財産を積極的・戦略的に活用し、我が国の農林水産物・食品の特質、優位性の確保やその差別化を図ることが不可欠となっている。

平成19年3月に「農林水産省知的財産戦略」を策定し、同戦略に基づき、知的財産に関する施策を総合的に推進してきたところであるが、これは概ね3年程度（平成21年度まで）を念頭に置いたものであることから、今後も知的財産に関する施策を強力に推進するため、新たな知的財産戦略を策定することが必要となっている。

このため、外部の有識者の意見も聴きながら、検討を進め、農林水産省の「知的財産」に関する総合的な戦略として、「新たな農林水産省知的財産戦略」を策定した。

本戦略は、中期的な施策の方向性を示すものであるが、その実施に当たっては、事業の効果的な実施を図るため、より政策効果の高い手法をもって重点的に施策を推進することが重要である。

(2) 知的財産活用の必要性

現在の経済社会では、知的創造活動によって生み出された「価値ある情報」である「知的財産」が、企業や個人が収益を得ていく資源として重要となっている。

我が国農林水産業においても、生産・加工段階における植物の新品種、技術開発の成果（特許等）の活用、販売段階におけるデザイン（意匠）やネーミング（商標）の工夫、さらには、現場の技術やノウハウ、地域ブランドや食文化といった無形の情報・価値により、産物の付加価値が高められてい

る。我が国農林水産業は海外に比べ、コスト高が避けられないが、これら知的財産の面においては競争力があり、知的財産を活用した付加価値の競争により、地域に利益をもたらしていくことが必要である。

さらに、農林水産業の担い手の高齢化が一層進展している中、現場の高い生産技術・ノウハウを守り、承継していくことにより、高い技術に誇りをもった強力な農林水産業の担い手を育てる必要がある。そのような担い手が意識的に知的財産の活用を図ることにより、国内外の消費者ニーズに応じた付加価値の高い農林水産物・食品の生産・販売が実現する。

また、農山漁村の6次産業化を推進するため、農林水産業・農山漁村の有する「資源」を活用した地域ビジネスの展開や新産業の創出が課題となっている。農林水産省においても、資源産業局（仮称）を新設するとともに、大臣官房に技術・環境政策部（仮称）を設置し、推進体制を整備することとしている。このような中、農山漁村の6次産業化を実現し、将来にわたって農山漁村地域の利益を確保していく手段としても知的財産の創造・活用の取組が益々重要とされるところである。

このため、研究・技術開発分野の創造力強化と成果の活用、農林漁業者等現場の技術・ノウハウ等の伝承・活用、地域ブランドや食文化等の発掘・創造・活用の促進や海外における日本食・日本食材のブランド価値の向上等により、知的財産の積極的活用に取り組む。また、東アジア地域における育成者権の権利保護の強化等、我が国の農林水産関係の知的財産権の保護強化を図る。これらの取組により、国際的な産業競争力の強化と地域活性化につなげていくことをこの戦略の目的とするものである。

（3）新たな知的財産戦略の実施期間

「第3期知的財産戦略の基本方針」（平成21年4月6日知的財産戦略本部決定）の実施期間が5年間であること

「食料・農業・農村基本計画」がおおむね5年ごとに変更されることになっていることとの整合性を図ることが適当と考えられることから、平成22年度から平成26年度までの5年間とする。

対応方策

1 知的財産の創造・活用

（1）研究・技術開発分野の創造力強化と成果の活用

生物研究による有用な遺伝子の解明は、農林水産物を「資源」と捉えて、高度に活用するための知的財産の創造であり、新品種育成の加速化や、画期

的な新素材を生み出す可能性を秘めている。また、農林水産業・農山漁村が有する「資源」について、新食品・新素材、バイオマスエネルギーなど様々な活用の可能性を追求することも知的財産の創造であり、潜在的な需要を開拓し、農林水産業・農山漁村に利益を還元する地域ビジネスや新産業を創出し、農山漁村の6次産業化を推進することが可能である。

そのためには、研究開発の推進に当たっては、研究テーマの設定段階から、先行特許の調査等により、その研究の必要性、重要性、投入される研究資源の妥当性、経済効果について、十分に見極めることが必要である。また、研究成果の適切な権利化及び特許等の実施許諾の方針についても検討を行いつつ、研究成果を確実に産業化・事業化につなげていくための一貫した支援を効果的に実施していくことが必要である。その際、おいしさや新鮮さ、色・形・香りといった「感性」に訴える特質等消費者や実需者の農産物・食品に対するより高度なニーズに対応していくことも必要である。

なお、研究開発に必要な海外の遺伝資源の確保に資する観点から、生物多様性条約における遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）における国際枠組みの議論については、遺伝資源へのアクセスを円滑にするとともに、その利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に資するような枠組みの構築を目指す。

ア 遺伝子解明・特許の取得と新品種育成等の促進

(ア) ゲノム情報を活用した新品種育成等の促進

ゲノム研究である有用遺伝子の解明・特許の取得や、効率的な育種技術等を活用し、新しい付加価値のある生産品の開発を進め、取得した特許や育成者権の戦略的活用を図る。

イネについては、これまで全塩基配列の解読、農業上重要な遺伝子の解明等を進めてきた。今後、これまでに得られた成果（ゲノム情報）を活用して、新たな有用遺伝子の解明を進める。これを特許によって適切に保護した上で、特に、世界的に重要性が高まると予想される食料、環境、エネルギー問題の解決に貢献する品種の開発に活用していく。

また、畜産や昆虫分野では、有用遺伝子の解明や産業利用を進め、抗病性や経済形質に優れたブタの開発、遺伝子組換えカイコによる有用物質生産の高度化等に活用していく。

更に、スギについても雄性不稔遺伝子等の解明を進め、花粉発生源対策に貢献する新たな無花粉スギの開発に活用していく。

(イ) 和牛等の遺伝子特許取得と育種改良の促進

和牛の遺伝資源は、長年の育種改良の努力により創造された我が国の財産である。和牛等の家畜については、植物新品種のような育成者権保護の仕組みがないため、和牛等の遺伝資源を活用した海外での生産に対して、有用遺伝子に関する特許を取得することが有効な対抗手段となり得るものと考えられる。また、有用遺伝子を活用することにより、効率的に優れた品質にするための育種改良を行うことができることから、例えば、SNP（一塩基多型）¹を用いた新たな遺伝子解析技術を活用し、和牛に特徴的な香りや味を生み出す遺伝子等を解明することが重要である。このため、家畜改良センター、試験研究機関、畜産関係団体との連携により有用遺伝子等を解明し、特許取得を促進するとともに、知的財産情報の集約化を図り、育種改良の推進等その戦略的活用を推進する。

イ 出口を見据えた戦略的研究開発の推進

(ア) 研究・技術開発ツールの戦略的な投入

研究開発の成果を確実に普及・実用化につなげていくため、主要農業技術分野ごとに技術動向、市場動向等を把握するとともに、国又は民間において取り組まれるべき重要度が高いと考えられる技術の絞り込み等を行うことが重要である。このため、国自ら出口を見据えた工程表（技術ロードマップ）を作成し、基礎研究、応用研究、実用化研究、普及・事業化の各段階に応じて、国の研究開発資源（ヒト＝人材、モノ＝知的財産・研究成果、カネ＝研究資金）を機動的かつ一体的に運用する体制を整備する。

(イ) 研究開発から普及・産業化までの一貫した支援

産業振興や新産業の創出を効率的に推進するため、研究開発から産業化までを一体的に管理・運営する技術経営の考え方を踏まえ、技術動向、市場ニーズ等を把握しながら、研究開発の成果の迅速かつ円滑な普及・産業化を図る仕組み（いわゆる「産学官連携のバトンゾーン」）を充実・強化する必要がある。

このため、異分野や産学官の連携による研究開発を促進するコーデ

¹ 遺伝子の塩基配列が1カ所だけ違っている状態をいう。個体間のSNPのデータと乳量などの性質の違いのデータを解析して、遺伝子が乳量などの性質に及ぼす効果を推定することができる。

イネーターの養成と全国配置、企業等による技術開発から改良・実証までの取組に対する切れ目のない研究資金の提供、技術交流展示会の開催等による知的財産・研究成果の移転促進、生産現場に精通した普及指導員とコーディネーターやマーケティング専門家等の効率的な連携の促進等を図る。

(ウ) 農林水産知的財産ネットワークの充実

平成19年に発足した農林水産知的財産ネットワークについては、農林水産・食品分野に特化した知的財産等の情報提供及び少人数でグループワークを中心とした実践的な対話型研修を開催するなどそのユニークな取組が認められ、大学や独法等の研究機関、TLO（技術移転機関）、企業、弁理士などの参画が年々増加しているところである。今後も、参加者の意見を取り入れ、シンポジウムや分野別検討会等を通じた事例、情報の共有や、対話型研修等を通じた会員間の人的ネットワークの構築など、一層の活動の強化を図る。

また、知的財産の活用のためには、ユーザーに対する情報提供が重要な鍵である。このため、「品種情報」と関連する「特許情報」を一元的に検索できる統合検索システム「**aff-chizai**サーチ」の一層の充実を図る観点から、育成者権者に対して品種活用データの登録を呼びかける。さらに、検索講習会等を開催し、利用者の増加を図る。

ウ 農林水産業・農山漁村の有する「資源」を活用した地域ビジネスや新産業の創出

(ア) 新産業の創出

農林水産業・農山漁村には、農林水産物や自然エネルギー・バイオマス等の資源が豊富に存在している。これらの潜在力を最大限に活用し、革新的な技術を核に素材・医薬品、エネルギー産業等の異分野を巻き込んだイノベーションを起こし、新産業を創出する「緑と水の環境技術革命」を実現するためには、有望な研究成果の産業化及びそれに伴う民間投資リスクの軽減が必要である。

このため、技術開発と併せ、新産業創出に向けた事業化可能性調査、実証試験、産学連携の強化、人材の活用・育成等を総合的に推進する。

また、加工事業、販売事業へ進出する農林漁業者の取組や、加工適性が高いなどの特長を有する新品種の育成、農林水産物に含まれる機能性成分を抽出して活用する技術などの農山漁村の6次産業化の取組に資する研究開発を支援する制度を創設する。

さらに、公的研究機関の開発した新品種・新技術に加え、民間企業に

おける研究成果や地域特産物などの機能性を活かした新商品の提案や原料となる農産物の安定供給体制の確立などにより、新食品・新素材の事業化を推進する。

(イ) バイオマス利活用促進

バイオ燃料の生産拡大のため、原料の調達から燃料の供給まで一体となった取組を支援する。

また、食料供給と両立する、非食用植物や非可食部を利用する第2世代バイオ燃料については、稲わら等のソフトセルロースや木質バイオマスを原料とし、収集・運搬からバイオ燃料製造・利用まで一貫したバイオ燃料の技術実証を行い、利活用技術を確立する。さらに、稲わらや木材等からの低コスト・高効率なバイオ燃料生産を行う革新的な技術の開発や、第2世代バイオ燃料の新たな原料として、地域に賦存するヤナギ、海藻類、カヤ等の利用可能性等についての調査を行う。

このほか、バイオマスプラスチック等マテリアルの製造技術の実証や、リサイクルシステムの構築、国産原材料由来のバイオマスプラスチックを普及促進させる取組への支援等を実施する。

(ウ) 米の新規需要への対応

米の飼料や米粉等の新用途への利用の促進については、平成21年に「米穀の新用途への利用の促進に関する法律」が施行され、米の生産者と新用途の米加工品の製造業者等が連携した取組に関する計画及び新用途に適した米の新品種の開発計画を農林水産大臣が認定し、金融支援措置や品種登録に係る負担の軽減措置等を講ずることとしたところである。今後、これを活用し、製粉・製パン等の新たな加工技術等を基にした新商品の開発や、新品種の開発等を推進する。

さらに、飼料用米の需要拡大のため、超多収飼料用米の育成と低コスト生産技術、飼料用米を中心とする自給飼料を用いた国産農畜産物の高付加価値化技術の開発を推進する。また、米粉利用を加速化するため、加工適性に優れた多収品種の選定、米粉の品質評価技術の開発などを実施する。

(2) 農林漁業者等現場の技術・ノウハウ等の伝承・活用の促進

農林水産業の現場では、農林漁業者等の努力により、多くの技術やノウハウが生み出されている。そのような技術は地域社会の中で共有化されて維持されてきたが、生産現場が高齢化し、今後、技術・ノウハウを有する者のリタイアが急速に進むことが見込まれる中で、良質な技術を維持し、承継する

ための方策を考える必要が生じている。

その際、技術・ノウハウを知的財産と捉え、一般農家にも利用できるよう客観化、明確化した上で、得られた知的財産の活用方策も検討する必要がある。

ア 篤農家のもつ技術やノウハウを承継するシステムの開発等

高齢化が進展する中、篤農家の経験に基づく技術やノウハウ（暗黙知）を次世代に承継する仕組みが確立されておらず、技術が円滑に次世代に承継されないことが危惧される状況にある。このため、篤農家のもつ技術やノウハウをデータ化して蓄積し、データマイニング手法²を用い分析することにより、農業者の目指す方向に沿ったアドバイスをコンピュータが適時に行い、農業者の意思決定を支援する「A I（アグリーインフォマティクス）システム」を開発し、世界に例のない新しい農業の姿を目指す。

併せて、A Iシステムが生み出す知的財産の管理手法等についての検討や、農業関連のデータフォーマットの国際標準化等によるデータの相互利用の推進の検討、知的財産権を取得した現場技術・ノウハウの流通手法についての検討を行う。

イ 特色ある現場創造型技術の普及促進

普及組織と関係機関が連携して、篤農家のもつ特色ある技術の若手農家への承継や効果的な活用を促進するため、篤農家等のもつ技術の実証・改良など農業者の主体的な取組を支援する。また、農業現場において優れた技術を生み出し、実践してきた篤農家を「農業技術の匠」として選定し、その技術の普及促進を図る。

(3) 地域ブランドの発掘・創造支援

生産コスト面での競争力に制約がある我が国農林水産業にとって、グローバルな競争の中で地域の農林水産業の持続的発展を図っていくためには、ブランド価値の高い産品を消費者に提供していく必要がある。

地域ブランド化は、農林水産物の生産だけではなく、消費者に届くまでの加工、流通、あるいはマーケティングなどの各段階において多様な主体と連

² データマイニング手法: 大規模なデータをコンピュータで解析し、新たな知見を得る技術。例えば、将棋の名人の思考過程をマニュアル化することはできないが、コンピュータで将棋ソフトを作る際には、過去の膨大な棋譜を蓄積しておき、それと現在の局面を比較、解析することにより、理屈はわからなくても、名人に匹敵する成果を得ることができる技術が確立しつつある。(チェスでは、コンピューターが世界チャンピオンに勝利している。)

携・協働し、継続的な取組を通じて消費者の信頼を勝ち得て初めて成立するものである。基本的には地域の自主的な取組が必要であるが、農林水産省としても、引き続き、このような地域の取組を促していくことが必要である。

ア 地域ブランド化の取組に対する支援

農林水産物や食品の地域ブランド化を目指す地域の取組に対し、事業活動への助言や指導を行うため、地域の実情に応じ、知的財産の専門家、市場調査・分析、販売戦略、品質管理などの専門家や地域ブランド化を一貫して支援する専門家の派遣や紹介、招へい等について支援を行う。その際、地域における組織体制の整備、販路の開拓、マーケティングの取組強化、品質・ブランド管理の徹底等、地域の課題に応じたきめ細かい対応を行う。

イ 農水省のHPにおける地域ブランド関係情報の発信

農林水産物や食品の地域ブランドに取り組もうとする地域が、国等の支援事業や様々な事例における情報を容易に入手できるようにするため、農林水産省のホームページにおいて、地域ブランド関連情報を一元的に発信する。

ウ 農林水産物・食品に係る地域ブランド化の今後の展開方向

各先進取組地域における農林水産物・食品ブランド化支援事業の実施状況を踏まえ、平成22年度中に、地域ブランド化の実践的な課題とその対応方策をガイドラインとしてとりまとめ、その普及を図るとともに、新たな地域ブランド化支援の方策について検討する。

エ 地理的表示制度の検討

農林水産物・食品のブランド化推進の一環として、地理的表示（決められた産地で生産され、指定された品種、生産方法、生産期間等が適切に管理された農林水産品に対する表示）を支える仕組みについて、WTO（世界貿易機関）における議論の進捗状況を見極めながら、国内企業等の既存の取組との調整を図りつつ検討する。

（4）食文化の活用・創造支援

料理は、食材に創意工夫をこらし、価値を高めて提供するという、まさに、知的財産の特徴を備えている。他方、地域の農林水産物を核とした料理を活用して、知的財産の保護に配慮しつつ、これを消費者や観光客に広く普及することは、農林水産業にとどまらず、地域経済全体の活性化に資するも

のである。

このため、地域の食材を核とした伝統料理や新たな創作料理について、食材の生産者、地方行政、料理人、ホテル・旅館等の関係者が連携して、全国的なPRや観光客向けの情報発信を行うとともに、商標・意匠等の知的財産権の取得を目指す取組を支援する。

また、技術・技能が卓越し、日本産食材の利用拡大や地産地消など農林水産施策に貢献してきた料理人に対する新たな顕彰制度を創設する。

(5) 海外における日本ブランド展開

世界的な日本食ブームの広がりやアジア諸国等の富裕層の増加等、海外には今後伸びていくと考えられる有望なマーケットが存在している。我が国の農林水産物・食品輸出の拡大は、生産量の増加等を通じて農林漁業者等の所得増大や経営の発展に資するものであり、産地の活性化にも寄与することから、輸出を促進する取組は重要である。

このため、海外に日本食・日本食材の魅力を十分に伝えることや、我が国の高品質な農林水産物・食品の認知を高めていくことにより、我が国の農林水産物・食品の輸出促進を図る。

具体的には、在外公館等を活用した日本食・日本食材と日本食文化の普及や、海外の国際見本市でのジャパンパビリオンの設置と海外高級百貨店等における販売拠点の設置により、海外需要者に美味しさや品質の高さを訴求する。

また、引き続き、和牛及び日本産果実の統一マークによるアピールに取り組む。さらに、海外外食事業者に向け日本食材の利用拡大に取り組む。

その際、地名等に係る商標権の保護など、日本ブランドの海外における権利侵害の防止に努めることが重要である。

(6) 景観、伝統文化等の地域資源の再発見・活用

農山漁村にある景観、伝統文化等の地域資源を財産としてとらえ、農林水産業や地域活動等とうまく組み合わせる等により、地域の活性化につなげていくことが重要である。

これまで、地域資源や農山漁村の魅力・可能性について、広く国民等に関心を持ってもらうため、景観等のリスト化や疏水百選、郷土料理百選の実施等に取り組んできた。

今後は、これまでの成果を活かしながら、次のような農山漁村の現場における都市農村交流に向けた取組に対する支援を中心に行っていく。

ア グリーンツーリズムの更なる展開

観光・行楽部門の余暇消費が増加傾向にある高齢者、農山漁村への志向の高い若者、訪日外国人など、旅行者として十分に開拓されていない者をターゲットとして、地域資源を活用した新たな交流需要を創出する。

イ 地域資源を活用したビジネス創出の促進

地域資源を活用して創意工夫に富んだビジネスを創出するため、その企画立案やマネジメント等を行える発想力や実行力を備えた人材を育成・確保する。

ウ 教育の場としての農山漁村の活用

地域資源豊かな農山漁村での生活や農林漁業体験を通じて、子どもたちの学ぶ意欲や自立心、思いやりの心などを育む「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進する。

(7) 種苗の安定供給体制の確立

優良な種苗について、知的財産の保護を適切に図りつつ、その安定供給を図ることは、農林業分野における知的財産施策の根幹をなすものである。

稲、麦、大豆は都道府県が、ばれいしょ及びさとうきびは（独）種苗管理センターが、それぞれ生産した原原種を元に国内で種苗が増殖され、果樹は試験研究機関等で開発された品種の母樹の枝を元に国内で苗が増殖され、生産者に供給されており、今後もこれらの体制に基づく安定供給を推進する。

野菜の種子については、地球温暖化の進行や国際競争の激化等、これを取り巻く状況が厳しい中であって、今後とも我が国において必要となる優良な野菜の種苗が安定的に供給されるよう、①国内外における採種基盤の強化、②温暖化への対応やニーズに即した新品種の開発、③遺伝資源の確保・活用等について検討を行い、東アジア地域での種苗生産の拡大の可能性も視野に入れた野菜種苗の安定供給に向けた取組を推進する。

また、林木については（独）森林総合研究所が中心となり、都道府県等の関係機関と連携の下、優良種苗の確保・普及を進めてきたところであり、今後も引き続き、花粉発生源対策や国土保全等に資する優良種苗の確保に取り組む。さらに、林木のDNA情報の整備も含めた遺伝資源の収集・保存についての取組を推進する。

林業用苗木については、森林に対する地球温暖化防止や生物多様性の保全等のニーズが高まる中で、地域の自然条件に即した郷土樹種生産の促進や新たな生産技術の導入など今後も優良な種苗の安定供給に向けた取組を推進する。

2 知的財産の保護強化

(1) 植物新品種の保護強化

植物新品種については、品種登録の申請者が権利を取得し易くなるよう審査の迅速化等を図ることにより、権利取得を促進するとともに、その権利の保護を強化して、権利者の正当な利益を守ることにより、新品種の開発の促進と国内農業・種苗産業の発展に資するものである。

特に、農産物や種苗について東アジア等の海外への輸出や直接投資を促進するに当たっては、相手国の品種保護制度のレベルアップや審査協力を推進することが重要であり、こうした取組を強化する必要がある。

ア 審査の国際標準化・迅速化

国際競争力のある優良な植物新品種の開発を促進するためには、育成者が国内外において育成者権を取得し易い環境を整備することが重要である。

このため、我が国の植物新品種登録制度における審査基準を植物新品種保護国際同盟（UPOV）^{ユポフ}が定める審査基準に準拠して逐次改正することにより、審査基準の国際化を図る。また、我が国における品種登録審査の質を維持しつつ、その迅速化を図るため、海外の審査当局との審査データの相互利用の積極的推進や、審査体制の充実を図る。これらの取組により、現在2.6年となっている平均審査期間を平成26年度には2.3年に短縮することを目標とする。

イ 権利侵害対策の強化

(ア) 権利侵害対策支援業務の充実強化

育成者による権利行使を支援するため、(独)種苗管理センターにおいて、品種保護Gメン（育成者からの求めに応じ権利侵害に関する相談・支援を実施）の体制整備や育成者からの求めに応じたDNA分析による品種識別の実施、外部機関との連携、東アジア植物品種保護フォーラムの活動を通じた国内外での侵害調査活動の向上を図る。

(イ) 裁判外での迅速な紛争解決の促進

1件当たりの被害が少額な育成者権の侵害に関する紛争を簡易かつ迅速に解決するためには、日本知的財産仲裁センター等の裁判外紛争処理機関の活用も有力な選択肢となり得ることから、育成者への周知を図る。

(ウ) DNA品種識別技術の開発

海外への輸出を図る農産物や、海外からの逆輸入が懸念される農産物について、育成者権の侵害が疑われる事案が生じた場合に、権利者が海外での権利侵害の事実を確認することや、適切かつ迅速な水際対応を講ずることができるようにしておく必要がある。

このため、当該品種をDNAレベルで識別する技術を開発し、権利保護を支援する。また、開発されたDNA識別技術については、税関における水際差止め等に利用可能となるよう開発技術の妥当性確認及びマニュアル化を支援する。

さらに、(独)種苗管理センターにおいて、新たに出願された品種等の植物体の保存を進め、侵害事案に対して適切に対処できる体制の整備を進める。

(エ) 水際取締制度の活用促進

育成者権者等の権利や利益を保護するため、税関において育成者権侵害品種の輸出入を差し止めることができる水際取締制度の育成者権者等に対する周知を図り、その活用を促すとともに、輸出・輸入業者に対しても、種苗法及び関税法を周知し、意図せざる侵害が発生しないよう啓発活動に努める。

ウ 東アジア植物品種保護フォーラムの積極的な推進

東アジア地域は、今後とも持続的な経済成長が見込める有望な市場である反面、植物品種保護制度の未整備な国が少なくない。海外に流出した種苗が我が国の育成者権者の許諾を得ずに増殖され、育成者の権利が侵害される事態が懸念されるため、我が国の種苗産業による東アジア地域への輸出や直接投資の障害となっており、さらには、花きなど、輸出された農産物から種苗を増殖できるものについては、農産物そのものの輸出にとっても障害となっている。

このため、「新成長戦略（基本方針）」（平成21年12月30日閣議決定）³を踏まえ、品種保護制度の整備に向けた協力の場として、日本のイニシアティブにより ASEAN+日中韓の13カ国により設立された「東

³ 「新成長戦略（基本方針）」の2の(3)「アジア経済戦略」においては、「まず、日本企業が活躍するフィールドであるアジア地域において、あらゆる経済活動の障壁を取り除くことが必要である。このため、より積極的に貿易・投資を自由化・円滑化し、また知的財産権の保護体制の構築などを行うことにより、アジアに切れ目のない市場を作り出す。」と記述されている。

アジア植物品種保護フォーラム」の活動強化を図る。

具体的には、参加国の人材育成・能力向上のため、専門家の派遣や日本における研修の実施、参加国の審査基準及び審査・栽培試験技術の調和を進めるための技術研修会（ワークショップ）の開催、③育成者権保護・権利行使に向けた知識普及のための国際セミナーの開催等の協力活動を積極的に推進し、東アジア地域の品種保護制度のレベルアップを図り、品種保護制度についての国際的スタンダードとして定められている^{ユボフ}UPOV条約加盟国の増加につなげる。

エ 品種保護制度運用の国際標準化の推進

我が国の^{ユボフ}種苗産業の積極的な海外展開を促進するため、品種保護制度未整備の国、^{ユボフ}UPOV91年条約⁴を締結していない国に対し、引き続き、二国間協議、官民合同ミッションの派遣、EPA交渉、^{ユボフ}UPOV条約事務局主催のセミナー等あらゆる機会を利用して、制度の整備・拡充及び^{ユボフ}UPOV91年条約の締結を働きかける。

また、国際標準である^{ユボフ}UPOV条約事務局の定める審査基準の新設・改定に当たっては、我が国の審査基準が反映されるよう働きかけるとともに、逐次、^{ユボフ}UPOV条約事務局の定める審査基準に準拠して、我が国審査基準の改正を行う。さらに、我が国で開発された新品種の海外での審査の迅速化を図るため、EU及びアジア、オセアニア諸国との間で、審査データの相互利用の取組を進める。

(2) 海外での商標権等侵害対策

海外において「青森」「越光」等の地名や品種名が商標出願や登録された問題については、関心を有する地方自治体や農林水産関係団体、弁護士、弁理士等の参加により、平成21年度に「農林水産知的財産保護コンソーシアム」が設立され、中国等の海外における商標出願状況を一体的に監視する体制が整えられたところである。同コンソーシアムにおいて、会員の要望に対応し、商標監視、地方相談会、海外現地調査の充実を図り、その活動を発展させる。

また、今後も、問題のある商標出願や登録については、経済産業省、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）等の関係機関とも連携しつつ、関係国・地域に対し、制度・運用改善の働きかけを行っていく。

⁴ UPOV条約においては、新条約（91年条約）と旧条約（78年条約）が併存しており、保護対象植物数が限られている78年条約に比べ、91年条約は全ての植物を保護対象とするなど、権利の保護水準が高い。

さらに、海外展開をする我が国食品産業事業者に対し、「食品産業の意図せざる技術流失の手引き」の普及や、現地における商標権等の侵害に対する相談対応、海外での食品の模倣品対策についての情報交換を行う取組を支援する。

(3) 家畜の遺伝資源の保護対策

平成9年から10年の間に米国に和牛の生体及び精液が輸出され、その遺伝資源がさらにオーストラリア等に渡り、外国種との交雑種が生産され、現在、牛肉や子牛が我が国に逆輸入されている。このような事態を踏まえ、我が国全体の財産である和牛の遺伝資源について、適切に保護していくことが必要である。

ア 精液の流通管理の徹底

これまで、地域段階においてバーコードやICチップを用いたシステムにより和牛精液ストロー等の生産・使用状況を管理するモデル事業を実施し、全国段階では各地域のデータを集約するための全国的なシステムの構築に取り組んできたところである。今後、モデル地域を拡大し、全国に普及し得る和牛精液ストロー等の流通管理体制の構築を図る。

イ 「和牛」表示の厳格な運用

海外において和牛の遺伝資源を利用した交雑種等が生産、輸入されている事例があり、これらの牛肉が「和牛」と表示されて流通すると消費者に誤認を与えるおそれがあることから、「和牛等特色ある食肉の表示に関するガイドライン」（平成19年3月26日 食肉の表示に関する検討会とりまとめ）の普及により、食肉販売事業者等が消費者にわかりやすい表示を行うよう自主的な取組を促す。

3 普及啓発・人材育成

農林水産分野の知的財産対策としては、まず、技術や工夫などの無形の価値を「知的財産」として認識し、それを適切に扱い、承継・活用していくことが必要である。このため、農林水産分野における人材育成を積極的に進める観点から、この知的財産戦略そのものを含め、知的財産に関する知識を農林漁業・食品産業関係者に普及するとともに、知識を実践して事業化につなげるため、外部の多様な人材との連携・協働が必要である。

(1) 知的財産相談のワンストップ化

- 付加価値の高い農林水産物・食品の生産を実現するためには、
- ①特色ある新品種については育成者権、
 - ②画期的な新技術や独自の栽培技術・ノウハウについては特許権、
 - ③独自の工夫をした農機具については実用新案権、
 - ④特色のある商品マークやブランド名称については商標権、
 - ⑤地域の特産物・料理については地域団体商標権、
 - ⑥創作料理のデザインについては意匠権といった知的財産権の取得・活用など、知的財産に関する知識とその実践が欠かせないが、必要な知識が多岐にわたることから、現場の農林漁業者や食品産業事業者が、新品種・新技術の開発・導入から販売までを通じて、一貫して相談できる体制を整備することが重要である。

このため、農山漁村の6次産業化支援のためのワンストップサービスの一環として、地方農政局に知的財産についての総合相談窓口を設けるとともに、普及指導員等が現場で適切な相談対応を行えるよう、普及指導員等の知的財産に関する知識の向上を図るための研修や情報提供を行う。

(2) 現場の農林漁業者・食品産業事業者の意識向上

ア 多様な人材との連携・協働

新品種・新技術等や地域資源を活用して現場の農林漁業者や食品産業事業者が事業化を図っていくに当たっては、流通関係者、貿易関係者や料理研究家、WEBデザイナーなど多様な外部の人材との連携・協働を通じて、取組の向上を図ることが必要である。

このため、農林漁業者等が自ら外部の多様な人材とのつながりを求めていくことが重要であるが、農林水産省・地方農政局においても、農林漁業者や食品産業事業者のニーズに応じた専門家の発掘・紹介などを行うことにより、これらの者の取組を支援する。

イ 技術・ノウハウの伝承

農林漁業の担い手の高齢化が一層進展している中、現場の高い生産技術・ノウハウを知的財産と捉えて、その承継を促進し、高い技術に誇りをもった強力な農林水産業の担い手を育成していくことが必要である。

このため、AI農業システムを開発し、篤農家の技術・ノウハウを一般利用できる技術を開発する。また、篤農家の特色ある技術・ノウハウの若手農業者への承継に普及組織が取り組むことにより、高い技術・ノウハウの維持・活用を図る。

ウ 知的財産意識の向上

現場の農林漁業者や食品産業事業者による知的財産を活用した取組の向上を図るため、地方農政局が関係機関・団体と連携しつつ、現場の知的財産意識を向上させるため、ニーズに応じ、セミナー等を実施し、情報提供を行う。

エ 普及組織を通じた知的財産に関する知識の普及・啓発

農林水産業の普及組織が市町村、関係農業団体等の関係機関とも連携し、現場の生産者に対し、普及指導活動の一環として知的財産に関する知識の普及・啓発に取り組むことができるよう、普及指導員の知識の向上を図るための研修や情報提供を行う。

(3) 農林水産試験研究機関への普及啓発

農林水産研究機関の研究者等に対し、研究段階から知的財産についての意識を高め、成果の活用を意識した研究開発を推進するため、知的財産に関するセミナー等の実施を通じ、知的財産に関する知識や考え方を一層普及する。

また、試験研究機関によっては、知的財産に関して適切に助言・判断できる人材が十分に確保されていないことから、実際に技術移転を行っているTLO（技術移転機関）の人脈・ノウハウを生かした知的財産専門家養成ワークショップを開催し、知的財産担当者の実践的なスキル向上を図ることとする。